

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成 17 年 3 月 30 日

条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器、電気機器、通信用機器、車両その他の物品又はソフトウェア（以下この条において「物品等」という。）を借り入れる契約であって、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの。
- (2) 前号の規定によって契約する物品等の保守管理業務、その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があるもの。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。